平成３０年（２０１８年）８月３０日
建　設　委　員　会　資　料
都市政策推進室産業振興担当

生産性向上特別措置法に基づく区内中小企業への先端設備等導入促進策について

平成３０年６月、国の生産性向上特別措置法が施行された。この法律は、中小企業が先端設備等を導入することにより、労働生産性の向上を促進することを目的としている。

市区町村があらかじめ同法に基づき「導入促進基本計画」を定め、国からの同意を得ている場合、当該自治体に所在する中小企業は、この計画に沿って作成した「先端設備等導入計画」の認定を自治体から受けることができる。認定を受けた企業は、固定資産税が最長３年間軽減される等の支援措置を受けることが可能となる。

区は、国の動きに連動し、同法に基づく「導入促進基本計画」を定め、８月８日付で国の同意を受けた。これに伴い、８月１０日から区内中小企業からの「先端設備等導入計画」認定申請の受付を開始したので報告する。

１　中野区導入促進基本計画の主な内容

(1) 計画期間

国の同意から３年間とする。また、企業の定める先端設備等導入計画の期間は３～５年間とする。

(2) 目標

計画期間に１００件の企業を認定し、認定企業における労働生産性が年平均３％以上向上することをめざす。

(3) 対象

ア　地域　区内全域

イ　業種　すべての業種

ウ　導入する設備

次に掲げる先端設備等のうち、直接商品の生産・販売または役務の提供の用に供するものであり、かつ年平均３％以上の労働生産性向上を見込めるもの。

機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備、ソフトウェア

２　認定を受けた企業に対する支援措置

(1)　固定資産税の軽減（特別区の場合、都の決定により全額免除が適用される）

(2)　金融機関から融資を受ける際の信用保証

(3)　国の補助金における優先採択（ものづくり補助金等）

３　企業における先端設備等導入計画策定から認定・設備取得までの流れ
下図のとおり。

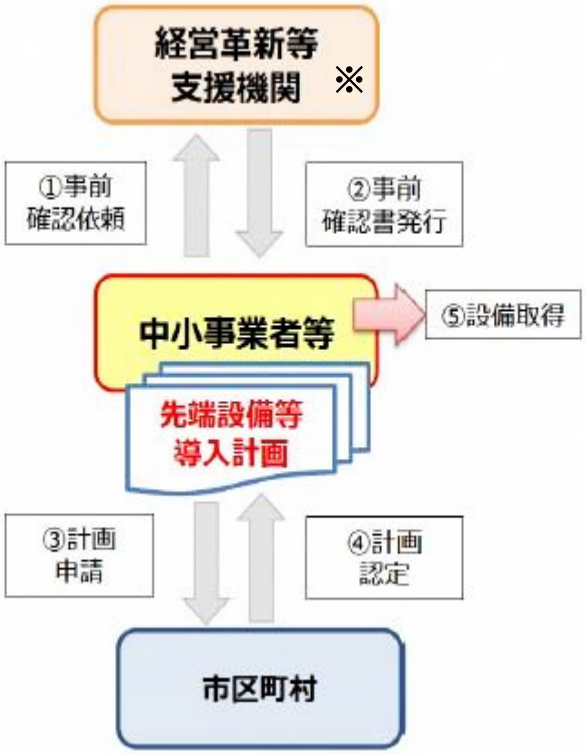

※　経営革新等支援機関

企業が市区町村に計画申請する前の事前確認を行うため、中小企業庁があらかじめ認定した機関であり、金融機関、弁護士、税理士、公認会計士、中小企業診断士等、全国で２９，１８８機関、うち中野区内では１２３機関が認定されている（平成３０年６月２９日現在)。区外の認定機関でも事前確認可能。

４　企業への周知
中野区ホームページのほか、区内経済団体等を通して周知する。